

■住宅用家屋の要件				
☐ 自己の居住用として新築または取得した家屋であること ☐ 床面積が5 0㎡以上であること ☐ 新築または取得後1年以内の家屋であること ☐ 区分所有建物（マンション等）の場合、建築基準法上の耐火または準耐火建築物であること ☐ 事務所、店舗等の併用住宅の場合は、当該家屋の床面積の90パーセントを超える部分が居宅であること。				
添付書類について		入居済		未入居
新 築	新 築	（イ） 租税特別措置法施行令第4 1条 （a）新築されたもの [新築戸建て]	☐ 登記事項証明書又は登記完了証 ☐ 住民票の写し（家屋所在地と同一のもの）	☐ 登記事項証明書又は登記完了証 ☐ 住民票の写し ☐ 未入居の理由を記載した申立書 ☐ 現住家屋の処分等を明示する書類 （売買契約書、賃貸借契約書、媒介契約書、 親族の申立書（親族所有で居住しない事の証明、 社宅・寮などの居住証明書等）
		長期優良住宅、低炭素住宅の場合 （c）、（e）	☐ 認定申請書（副本）の写し ☐ 認定通知書の写し	☐ 認定申請書（副本）の写し ☐ 認定通知書の写し
	取 得	（イ） 租税特別措置法施行令第4 1条 （b）建築後使用されたことのないもの [新築家屋を購入（建売、分譲マンション）] ◆取得原因が「売買」または「競落」であること。	☐ 登記事項証明書又は登記完了証 ☐ 住民票の写し（家屋所在地と同一のもの） ☐ 取得年月日がわかる書類 （売買契約書、売渡証書等）	☐ 登記事項証明書又は登記完了証 ☐ 住民票の写し ☐ 取得年月日がわかる書類 （売買契約書、売渡証書等） ☐ 未入居の理由を記載した申立書 ☐ 家屋未使用証明書（建築後1年以内は不要） ☐ 現住家屋の処分を明示する書類 （売買契約書、賃貸借契約書、媒介契約書等） 親族の申立書（親族所有で居住しない事の証明、 社宅・寮などの居住証明書等）
		長期優良住宅、低炭素住宅の場合 （d）、（f）	☐ 認定申請書（副本）の写し ☐ 認定通知書の写し	☐ 認定申請書（副本）の写し ☐ 認定通知書の写し
中 古	取 得	（ロ） 租税特別措置法施行令第4 2条第1項 （b）建築後使用されたことのあるもの [中古建物を購入] ◆令和4年4月1日以降に取得した家屋の場合 ・昭和57年1月1日以後に建築されたもの ・上記以外の場合は新耐震基準を満たすもの ◆令和4年3月31日以前に取得した家屋の場合 ・耐火建築物の場合は取得日から25年以内に建築 ・耐火建築物以外の場合は取得日から20年以内に建築 ・新耐震基準に適合する住宅用家屋	☐ 登記事項証明書又は登記完了証 ☐ 住民票の写し（家屋所在地と同一のもの） ☐ 取得年月日がわかる書類 （売買契約書、売渡証書等） ☐ 新耐震基準に適合する住宅家屋の場合 A～Cのいずれか1つ A 耐震基準適合証明書 B 住宅性能評価書 C 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結 されていることを証する書面 （取得前2年以内に調査、評価または契約 されていることが必要）	☐ 登記事項証明書又は登記完了証 ☐ 住民票の写し ☐ 取得年月日がわかる書類 （売買契約書、売渡証書等） ☐ 未入居の理由を記載した申立書 ☐ 現住家屋の処分を明示する書類 （売買契約書、賃貸借契約書、媒介契約書等） 親族の申立書（親族所有で居住しない事の証明）等 ☐ 新耐震基準に適合する住宅家屋の場合 A～Cのいずれか1つ A 耐震基準適合証明書 B 住宅性能評価書 C 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結 されていることを証する書面
		第4 2条の2の2に既定する増改築の場合 （a）	☐ 増改築等工事証明書 ☐ 工事費総額、売買価格、売主が宅地建物取引業者 であることがわかる書類 （売買契約書、売渡証書等）	☐ 増改築等工事証明書 ☐ 工事費総額、売買価格、売主が宅地建物取引業者 であることがわかる書類 （売買契約書、売渡証書等）